

平成30年3月6日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成30年3月6日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長 鎌田 礼二 君

副委員長 山本 進 君

委員 小野 幸男 君

今野 恭一 君

香取 嗣雄 君

曾我 ミヨ 君

出席議長団（1名）

副議長 伊藤 博章 君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市民総務部長
兼政策調整監 小山 浩幸 君

事務局出席職員氏名

事務局次長	鈴木 忠一 君
事務局 長	鈴木 康則 君
兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係主査	平山 竜太 君
議事調査係主事	片山 太郎 君

会議に付した事件

請願第9号 【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、請願第9号「【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願」の1件であります。

これより議事に入ります。

請願第9号を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。議事調査係片山主事。

○片山議事調査係主事 それでは、請願文書表の読み上げをいたします。

番号第9号。受理年月日、平成30年2月9日。

件名。

【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願。

請願の趣旨。

国際法で史上初めて核兵器を違法なものとした〔核兵器禁止条約〕が、2017年7月7日の国連会議において国連加盟国193ヶ国の63%にあたる122ヶ国の賛成で採択されました。

条約採択は勇気をもって声を上げ、核兵器の非人道性を身をもって世界に発信し続けてきた広島・長崎のヒバクシャたち、核武装した国々で行われてきた核実験や、核兵器開発のさまざまな段階での被害者たちと一緒に「核兵器のない世界」を求める市民の多年にわたる共同の取り組みが実を結んだものです。

採択された〔核兵器禁止条約〕は、第一条（禁止事項）において、締約国は「いかなる場合も」次のことを行わないとして、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」さらに核兵器の「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。言い換えれば、「いかなる場合も」核兵器を作ること、持つこと、持ち込むこと、そして使用することを禁止し、これら一切に協力することも許さないとしており、例外規定のない完全な禁止を定めた条約になっています。

同条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効されます。昨年9月20日にニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続きが始まりました。同日中に50ヶ国以上が署名を終わり、3ヶ国がすでに批准書を持参しています。今後は発効に向けて署名した国々の国内で批准手続きが行われていくこととなります。

この歴史的な〔核兵器禁止条約〕採択への貢献が評価されて、昨年12月10日に2017年のノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）に授与されています。

世界162ヶ国7,536都市に加盟都市を持つ平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる〔核兵器禁止条約〕の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含むすべての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決しています。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の被爆国である日本こそ率先して取り組むべき課題です。

その意味でも、「核兵器廃絶平和都市宣言」を掲げている自治体として、その宣言の趣旨に沿って、日本政府が〔核兵器禁止条約〕に署名と批准を行うことを切に望み、貴市議会として意見書を提出することを求めるものです。

提出者住所・氏名。

塩竈市錦町16番5号、公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院院長。

塩竈市桜ヶ丘9番11号、全日本年金者組合塩竈支部。

塩竈市錦町17番6号、新日本婦人の会塩釜支部。

塩竈市西玉川町4番21号、原水爆禁止塩釜協議会。

塩竈市錦町17番6号、塩釜地方労働組合総連合。

塩竈市本町6番21号、平和・民主・革新の日本をめざす塩釜の会。

多賀城市城南二丁目16番5号、治安維持法犠牲者国賠同盟塩釜支部。

塩竈市本町6番21号、塩釜九条の会。

紹介議員氏名。

伊勢由典議員、小高 洋議員。

以上でございます。

○鎌田委員長 では、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 昨日までの予算特別委員会の審査、大変ご苦労さまでございました。きょうの総務

教育常任委員会の引き続きの審査等もありまして、大変ありがとうございます。

紹介議員のほうから、私のほうから一言お話をさせていただき、紹介者としての文言を紹介させていただきます。

先ほど請願文書が朗読されました。とりわけ広島、長崎における原爆投下によって、爆心地の上空500メートルで5,000度の火球が炸裂をしまして、2キロ範囲は完全に焼けてしまって、その後、建物も破壊されて、その後、中性子線によるコバルト放射能によって、支援に入った方々も被曝をしたということでございます。そうした点からも、この核兵器そのものが人類がこれまで開発してきたさまざまな兵器と違って、非人道的な兵器であるということが、こういったことでも明らかになってきました。

戦後の歴史を振り返ってみますと、1946年の1月10日に、国連総会において核兵器の廃絶を求める第1号決議というものを採択しております。しかしながら、核兵器の開発を進めた当時の米ソ両国によって大気圏内の核実験が相次いで行われまして、米国本土でもネバダ砂漠での核実験や、あるいはソ連国内のセミパラチンスクでの核実験のこういった大気圏内での開発、核の使用によって、多くの人たちが被曝をしたということでございます。

その後、1954年には、アメリカは南太平洋のマーシャル諸島で水爆核実験、当時、ブラボー実験というふうなたしか言ったと思います。そういう水爆核実験を行って、ご承知のとおり、マグロ漁船の第五福竜丸や南太平洋沖合で操業していたその他の船が被曝をしております。したがって、そうした第五福竜丸などの当時の被曝を通じて、世界と日本で原水爆禁止運動の運動が高まって、当時、1955年原水禁大会に、世界各地から、日本も含めて3,000万人を超える署名が寄せられております。こうした運動を受けて、その後、1955年に日本原水協並びに被団協なども結成されて、核兵器廃絶の戦後の歴史を踏み出したということになっております。したがって、核兵器の廃絶は日本国民の悲願ということになります。

先ほど紹介を受けた国連での核兵器禁止条約は、まさしくこういった戦後の歴史の中で形づくられていった核兵器廃絶を求める被爆者の方々、日本国内、あるいは世界各国の方々の核兵器廃絶を求める声を受けた中で形づくられた条約ということになります。

今、世界の核兵器保有数は、アメリカでは6,800発、ロシアで7,000発、中国270発、インドで120発、イギリスが215発、フランスが300発、イスラエルが80発、パキスタンが130発、恐らく北朝鮮は20発というふうに使われていますので、これは今後明らかになるとは思いますが、こうした核兵器の実験、今は核兵器の実験、開発を通じて、ざっと世界各国で1万4,930発、

1万5,000発を有する、こうした核兵器が保有されております。

こうした点からも、この核兵器そのものの開発、製造、実験、保有、そして核兵器を使つての抑止力ということで、世界各国でこうしたことが行われておりますが、しかし、一方で、先ほど述べたように、核兵器ということでの廃絶を求める声が広がっていることも事実でございます。

したがいまして、今回出されたものの関係で核兵器廃絶を求めていく条約は、そうした核兵器を保有している各国に対しても、核兵器廃絶、非核自体を求めていくという点でも大事な役割を果たす条約であるかと思ひます。

なお、戦後の歴史を通じて核兵器を使用するという危機が一時期ございました。一つはベトナム戦争、ベトナム戦争によってアメリカのこういった侵攻に対して、当時のアメリカ政府が核兵器使用というところまでいきましたし、キューバ危機によつても、キューバ危機のときにも核兵器使用というところにもなりました。また、朝鮮戦争のさなかに、実は核兵器を使用するというところまで米政府が判断を進めるということになりました。直近では、1997年のクリントン政権の際に北朝鮮に核兵器を使用するというところまでの危機的な状況が生まれて、当時、前カーター大統領が特使として北朝鮮に派遣されて、そうした核兵器を使用すること自身を、対話の中でそれをやめさせたといった歴史がございます。

したがいまして、こうした点でもこの核兵器廃絶を求める声と同時に、こういった核兵器を戦後の歴史の中でも使用する危機が訪れたことも事実でございます。したがいまして、核兵器をなくすこと自身、世界の流れの中で一層こうした流れをつくっていく上でも大事な課題だというふうに思ひます。

きょうの朝のニュースで、韓国のムン・ジェイン大統領特使が北朝鮮に派遣されて、さまざま今後の話し合いということになるかと思ひますが、こういった北東アジアにおける緊張をなくす上でも、北朝鮮に対して核の放棄を求める、あるいは非核を求めるということも、今後の国際的な政治課題になるかと思ひます。したがいまして、日本政府がこうした核兵器廃絶条約そのものを有すること自身が、北東アジアの平和構想に対して大きな影響力を与えていくということになろうかと思ひます。

なお、日本は核兵器については、つくらず、持たず、持ち込ませずと、非核三原則という原則を堅持しております。そうしたこともあわせて考えますと、今回の条約の意味合いが非常に重いのではないかというふうに思ひます。

なお、国連においては、こういった核保有国との話し合いだけではなくて、直近では2010年のNPT再検討会議、あるいは2015年のさまざまな、核兵器のない社会を目指すさまざまな話し合いなど、市民団体、政府間の協議だけではなくて、核兵器の保有国だけではなくて、実はさまざまなこういった、先ほどICANという話でしたが、こうした核兵器廃絶を求める運動も国連の部隊の中で行われて、そうした世界各国の運動になりつつあります。

歴史的な局面を切り開いた今回の核兵器禁止条約について、日本政府においてもぜひともこの条約を批准していただくと。その意味でも本市議会での意見書採択の請願という形をとらせていただいておりますので、その辺のあたりをぜひご賛同していただいて、どうかよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上で、紹介議員、一言添えさせていただきます。

○鎌田委員長 次に、小高 洋議員。

○小高議員 本請願につきまして紹介議員を務めさせていただきます小高でございます。

まずは、昨日までの予算特別委員会での審査、本当にお疲れさまでございました。そして、本日、こうした形で委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど伊勢議員のほうから、さまざま歴史的な経過、あるいは本請願、核兵器禁止条約への参加の意義というところについてご紹介があったわけでありますが、私のほうからも一言、今回の請願についてお話をさせていただきたいと思います。

それで、今回、紹介議員というところでこの請願の関係に当たりまして、私のほうでもさまざま考えてまいりました。

そういった中で、1つ、いわゆる外交問題に関する意見書というところで、一般的には外交問題について地方団体の事務ではないということで意見書になじまない、こういった議論があるところもあるというふうにお聞きをいたしました。しかしながら、その意見書の取り扱いにつきましては明確な線引きというものは特になくて、その中で、例えば住民の公益に関するかどうかと、そういったところについて各議会の中で議論されるべき問題だということがございました。

そういった中で、例えば1月の24日までの調査ですと、全国の地方議会との関係で、同趣旨の意見書、こうしたものが可決をされた数が157にわたるということも明らかになったわけがあります。1つ、例えば岩手県議会を初め73市70町13村ということで、特徴的なところを申し上げますと、例えば秋田県、全26議会のうち20議会、70%が同趣旨の意見書を可決をした

と。岩手県におきましては、全34議会のうち25議会が可決をしたと。そのほか北海道あるいは岡山というところでも、多くの議会がこの問題、この意見書について可決をしているということがありまして、その中身をひもときますと、例えば先ほど伊勢議員のほうからもありましたとおり、例えば相次ぎました北朝鮮のミサイル発射、こういったところを受けまして、まさに核兵器、こうした問題が我が事として住民のこととして各自治体としても捉えて今まさに議論が進んでいるというふうになっていることかと思えます。

そうした状況を考えますと、この核兵器問題ということがまさに核のない世界を願うというのは日本国、日本の全ての人たちの共通の願いであると私も思っておりますし、世界の流れであるということでも思っておりますので、まず1つ、ここの議論においては、我々としても真摯に議論すべきものなのだろうというふうに考えるところでございます。

そうしたときに、我がまちの関係で振り返ってみますと、平成28年2月23日、まさに2月定例会の中で、我々のところでも、北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議というところを上げております。その文章の中身を見ますと、最後のところで、「政府において国際社会が一致をして政治的、外交的努力を強め、北朝鮮に核兵器、弾道ミサイルを放棄させるための実効ある措置をとるよう求めるものである」ということで決議をしたわけではありますが、まさに今回の請願の中身を見ますと、この国際社会が一致をして政治的、外交的努力を強めると。北朝鮮の関係においてもこうした威嚇行為をやめよということでの実効ある措置、それは何かというふうに考えたときに、この核兵器禁止条約というものが大きな力を持つものではないかというふうに思うわけでありませう。

1つ、最後にご紹介をさせていただきますと、国連会議、この核兵器禁止条約、まさに議論をされていた同じときに、国連安保理の会議も国連本部で開かれていたそうでありませう。そこでは北朝鮮問題が主に議論をされていたと。その中で、ウルグアイの代表が、北朝鮮の核ミサイル開発を非難をしつつ、「現在、核兵器禁止条約が採択されようとしている。残念ながら、北朝鮮も核保有国もそこにいない。より安全な世界の目標はそこにこそある」と、このように発言をしたそうでありませう。まさにこれこそが本質を突いた発言ではないかというふうに思ひませう。

国際社会が核兵器を違法化することで、1つ、北朝鮮との関係では北朝鮮を孤立させ核開発を放棄させると、こうした大きな力にもなるものでありませう。この日本においても核兵器禁止条約に参加をすることによって、強い立場で北朝鮮に非核と、核をなくせということを追

ることができる。そうした側面もあるかと思えます。

最後になりますが、我が子あるいは孫と、こういったところに核のない世界をぜひ引き継いでいきたい。これは我々の世代の責務であろうと強く考えるものであります。ぜひ皆様のご賛同を賜りますように心からお願いを申し上げまして、私からの趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 では、これより質疑を行います。

委員各位の発言をお願いいたします。いかがですか。曾我委員。

○曾我委員 この請願はぜひ採択すべきものだというふうに考えています。先ほど紹介議員からも歴史的な点、それから最近の取り組みなんかも紹介されましたので、それらも含めて、そのとおりだと思っています。

それで、外交問題はなじまないということについても小高議員からもお話しされましたが、まず1つは、やっぱり毎年毎年、核廃絶を求めて、日本全国をずっと行進を続けているんですよ。毎年、広島・長崎で世界大会を開くときにね。ここの塩竈も、青森からずっと八戸回ってここを通るんですが、そのときに必ず各自治体によって核兵器廃絶のために市長に、このペナントっていうの、そこに塩竈市長と書いてもらったり、議長に書いてもらったりして、全部それを集結して、毎年毎年、広島・長崎の世界大会にも持っていつているのね。そういったことも含めて、さまざまな国民、議会、市長も含めての取り組みがずっと何十年もやられてきて、今ここに来ているんだというふうに思うので、ぜひそういった日常の取り組みも含めて、この塩竈市として、核兵器廃絶平和都市宣言を掲げている塩竈市である、それから議会でもあるということでもありますし、ぜひこれを採択していくべきだというふうに思っています。

いっぱい言うとなんなんですが、この原水協通信をちょっと見ましたら、今、核兵器条約の署名、批准を求めるのが、さっき小高さんが言われたよりもさらにふえて、173自治体が国へ意見書を上げていると。それで、この中でちょっと開いたら、宮城県を見ましたら、最近は白石市とか蔵王町とか松島町とか美里町、南三陸町、大衡村も上げて、どんどんどんどんこれが広まっていつているということですから、ぜひこれを契機に塩竈市としても上げていくことが大事ではないかと思えますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○鎌田委員長 ほかが発言ございませんか。山本委員。

○山本委員 先ほど事務局で調べてもらいましたら、昭和61年の9月定例会で、本市が核兵器廃

絶平和都市宣言を議決されているんですね。その経過というのを、市民総務部長、当時どう
いう背景があったかということについて承知していますか。

○小山市民総務部長兼政策調整監 済みません、私どもも昭和61年9月に宣言が議決された事
実は承知しておりますけれども、その背景についてはちょっと、申しわけないですが、承知し
ておりません。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 今、前段、曾我委員おっしゃったような原理原則というか、請願の内容自体が外交
問題ということなので、一地方議会の権限に属さない内容だということの、当時、旧自治省
の通達なるものが過去2回ほど出されておりました。そういう意味においては、これは外交
問題だから意見書どうのこうのということにはならないという、今、一つの基本的な考え方、
結論を導き出せるわけですけれども、これ、ただし書きとして、当該団体の住民に大きな影
響を与えるようなものに対してはこの限りにあらずというようなことの見解が示されておる
わけでありまして、確かに直接的な被害ということであれば、当市に米軍基地がある
わけじゃないし、そういったのはないわけですけれども、ただ、自治体として塩竈市として
この昭和61年に核兵器廃絶平和都市宣言を議決したという事実は、これは極めて私は大きい
と思う。ですから、その当時の意思というものをやっぱり我々も引き継ぐべき責務があるし、
また、次代につないでいく責務も我々にあるのかなど。そういう意味においては、確かに国
際法上の条約の問題であったにしても、やっぱりここは私としてはその例外と、ただし書き
の中にその根拠を求めるべきではないかと、こんなふうに思っています。この宣言の事実は
重く受けとめるべきではないかというのが私の考えです。以上です。

○鎌田委員長 ほかがございませんか。小野委員。

○小野委員 今、山本委員から、核兵器廃絶平和都市宣言という議決の件でもお話があったわけ
ですけれども、この核兵器の廃絶というのは、これは当然の取り組みというか、やっていく
ことなんですけれども、やっぱり日本政府がこの条約に参加しない、サインをしていないと
いう、そういうことには、その前に具体的な取り組み、その前に取り組んでいかなければい
けないことがあるということで、今進んでいると思うんですね。核兵器国と非核兵器国との
そういったところの課題だったり、やっぱりそういったところもしっかりと巻き込んでいく
上での、そういった日本の考えの部分もあると思うんですね。今、そういったところで、そ
の核兵器廃絶について強く日本政府としては働きかけていきながら、本当に何とかその廃絶

を一つ一つ削減をさせていくという、そういった取り組み等も強く進めているところでもあるわけですので、やっぱりそういったところをもう少し我々も見ていきながら、こういった平和条約の部分、国としては本格的というか、そういった取り組みの前にやっぱりやるべきことをやってという、そういった考え方も、私ちょっと見ていてそういうことが強く感じられるところもありますので、また国の、こういったところで余りにも地方自治体の声が強くという、そういった部分もそぐわないという、そういったところも意見等もございますので、もう少し私たちは考えていきたいというような、今、そういう思いでおります。

○鎌田委員長 ほか。今野委員。

○今野委員 私は、日清事変並びにその後の第二次世界大戦に参戦をして戦争の体験を持つ父親のもとに生まれた者として、こよなく平和を愛するものであります。戦没者の慰霊等にも行っておりますので、その当時の悲惨さ、現地の戦車の残骸なども見てきておりますので、本当に平和のとうとさというものを痛切に身にしみて感じているものであります。

ただ、世界でこの地球上で唯一の被爆国として、早くから非核三原則を掲げております我が日本であります。その我々の政府が核兵器禁止条約に批准をするかどうかというようなことについては、先ほど提案者といいますか紹介議員の話の中にもありましたが、かなり高度な外交レベルの決断というのが必要なんだろうと思っております。でありますので、ここで我々がこうすべきという思いはあったとしても、それを政府に意見をする立場にはないのではないかというふうに思っております。

したがって、きょうこの場はいい勉強の機会と捉えて継続審査をするか、あるいはやはりこれは国の決断すべき仕事だというふうに捉えてこの場では不採択にするか、そういった判断をせざるを得ないかなというふうに思っております。以上です。

○鎌田委員長 ほかご発言はございませんか。曾我委員。

○曾我委員 それぞれ、それぞれの立場でお話しされたんだけど、それでもう採決というものもあるんでしょうけれども、まず、今野議員も戦争の悲惨さは重々わかっているし、平和であることを望むんだと。小野委員もそのとおりだと。だけど問題は外交だと言うんだけど、そうであっても173自治体がもう、みんないると思うんですよ、それぞれ。だけど、やっぱりその世論をつくるために、議会として、議会としてですよ、その声を上げる。意見を上げていくということは十分できるので、そういう世論づくり、平和を望むのであれば、こういった地方議会からの請願や意見を上げることが、まさに今野委員の願う平和であり、小

野委員の願う平和、核廃絶の立場も網羅したものだ。やるのはトップなんだけれども、やっぱり国民の全ての平和を願う、核はもう絶対だめなんだ、核戦争はだめなんだということをやっぴり届けるのが我々議会の役割だから、そういったことを含めて、ICANもそう言っているわけね、抗議していこうと。なくさないと困るよ。でも、この地図見たって、核を持っている国というのは、もうわずかになっているんです。だから、これはもうこっちの南のほうから、南アメリカのほうは、ほとんど核を持たないと。こういうところに、ピンクのところは核の傘にある国なのね。つまり日本であれば、アメリカに安保条約の関係で、日本は持たないんだけれども、その傘の中で、今の首相はそこの顔色をうかがいながら、なかなか批准をしていないわけだけれども、それを変えるのは誰かという国民の運動だし、地方議会の世論だと思うんですよ。だから、ぜひ塩竈市として、核兵器廃絶平和都市宣言をしている地方議会の議員として、市民の平和を願う声を受けて、私は採択すべきだというふうに思っております。以上です。

○鎌田委員長 ほかご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第9号については継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。

請願第9号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって、請願第9号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 鎌田 礼二